

# 暮らしの情報箱



市役所 代表☎(24)2111番

## お知らせ

### 年金係から

「日本年金機構」がスタート  
 社会保険庁は廃止され、組織・人員を一新し来年1月1日より「日本年金機構」として生まれ変わります。

現在ある社会保険事務所は、「年金事務所」と名称は変わりますが、年金相談などの窓口として引き続き利用できます。これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義で案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省又は日本年金機構の名義で案内することになりますが、国民の皆さんに何らかの手続きをしてもらうことは一切ありませんので、安心ください。

日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。

失業（離職）等による保険料免除申請

経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合、申請し前年所得の審査を受け、承認されると保険料が免除される制度があります。

今年度又は前年度に失業（離職）された方は、その事実が確認できる公的機関の証明書を提示することで本人にかかる所得審査が省略されます。

ただし、配偶者や世帯主の所得も審査の対象となりますので、配偶者か世帯主どちらかの所得が基準を上回ると、離職された本人も免除は受けられません。

#### ■手続きに必要なもの

- ・年金手帳又は基礎年金番号がわかるもの
- ・印鑑（本人が署名する場合不要）

・平成21年1月1日以降に他の市区町村から転入された方（配偶者・世帯主も含む）は、各種控除内容が記載された「平成21年度所得証明書」

・失業（離職）の事実を確認できる公的機関の証明書  
 「雇用保険被保険者離職票」「雇用保険受給資格者証」など

## 市税等の納期

区分	納期	問い合わせ先
市道民税第4期	12月25日(金)	税務課市民税係 ☎内線 238・306番
国民健康保険税第6期		高齢者福祉課介護保険管理係 ☎内線 462番
介護保険料第6期		市民課医療給付係 ☎内線 321・467番
後期高齢者医療保険料第6期		

## 移動相談窓口（納税・市営住宅使用料等）

日時	場所	問い合わせ先
12月25日(金) 17時30分～ 20時	市役所 みどり保育所(緑5) 落石町新興会館(落3) 南が丘団地公営住宅集会所(南3) 落石1丁目団地コミュニティルーム(落1 1号棟1階) 道営住宅学園団地集会所(落4)	税務課納税係 ☎内線 244・294番 建築住宅課住宅管理係 ☎内線 274・395番

## 製造業の皆さんへ

本年も工業統計調査にご協力をお願いします。

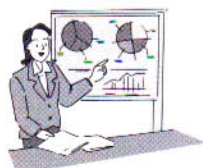
平成21年工業統計調査を12月31日現在で実施します。

工業統計調査は製造業を営む事業所を対象として、一年間の製造活動を調査するものです。

調査の実施にあたっては、本年12月から来年1月にかけて北海道知事が任命した調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入した内容は、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。

企画調整課統計係  
☎内線 214番



## 資産税係から

▼家屋の異動に関する変更届出  
固定資産税は毎年1月1日現在に資産を所有している方に課税されます。

次のような変更があった場合は届出が必要です。

- ・ 売買や相続、贈与などにより家屋の名義が変更になった時
- ・ 家屋の全部又は一部を取り壊した時
- ・ 建物等を新築（増築）した時

変更届の提出先

- ・ 登記物件は法務局
- ・ 未登記物件は市役所

※変更届がないと固定資産税課税台帳の変更が行われず、前年と同様の課税となります。

▼平成22年度償却資産（固定資産税）の申告

平成22年度の償却資産申告書の用紙は、12月に送付しますが、提出期限は、2月1日までとなっていますので、期間内に必ず提出してください。新たな事業所や個人事業主の方も申告が必要となりますので、連絡ください。

国税務課資産税係  
☎内線 296・297番

## リサイクルバンク

11月10日現在

譲ってください

- ・ 一輪車（20インチ）
- ・ ワープロ（富士通 機種 3000以上）
- ・ アップライトピアノ

譲ります

- ・ ジュニアシート
- ・ 学習机（イス付き）
- ・ ロフトベット（パイプ・組立式）
- ・ 女児フオーマルスーツ（黒系、130cm）
- ・ ランドセル（黒・赤）
- ・ 貯炭式風呂釜（すずらん、昭和、新品）
- ・ 陶器（コーヒーカップセット他）

リサイクル品の価格は、当人同士の話し合いによりお願ひします。

環境生活課生活防犯・消費係  
☎内線 407番

## 消費者センター情報

平成21年12月1日より消費者を守る法律（「特定商取引法」「割賦販売法」）が一部改正され、事業者の規制がより強化されました。



例えば

- 訪問販売
  - ・ 一度、断った消費者に対して、同じ商品の再勧誘は禁止されました。
  - ・ 日常生活ではとうてい必要でない量の商品等を購入した場合、契約後1年間は

取り消しが可能となりました。

○通信販売（インターネット取引等）

返品可否や条件を広告に表示していない場合、商品を受け取った日から8日間送料を消費者負担で返品可能となりました。

○訪問・電話・通信販売

原則全ての商品やサービスがクーリング・オフの対象となりました。ただし、適用除外の商品もあります。

詳細は、消費者センターに問い合わせください。

消費者センター

☎(24)7779番

受付時間 10時～16時30分

## 年末年始のごみ収集

一般ごみ、資源ごみ

年末 12月30日(水) 収集地

区まで

年始 1月4日(月)から平常どおり

環境生活課廃棄物対策係  
☎内線 278番



## 交通安全メモ

環境生活課交通安全係  
☎内線 243番

◎12月運転免許証更新講習日程

区分	日	程	場所	
優良	3日(木)	10:00～10:30	10日(木)13:30～14:00	市民会館
	16日(水)	13:30～14:00	22日(火)13:30～14:00	
一般	3日(木)	11:00～12:00	18日(金)13:30～14:30	
	10日(木)	14:30～16:30	16日(水)14:30～16:30	
違反	10日(木)	14:30～16:30		
	22日(火)	14:30～16:30		
初回	18日(金)	15:00～17:00		

### 冬道運転のポイント

- ・ 坂やカーブの手前では十分に減速を！  
エンジンブレーキを活用し急激なブレーキ操作は避け減速しましょう。
- ・ ハンドル操作とブレーキ操作を同時に行わない！  
同時操作はスリップの危険性が高くなります。
- ・ スリップしてもパニックにならない！  
アクセルから足を離し、穏やかなハンドル操作で車体を立て直しましょう。
- ・ 十分な車間距離を保持！  
冬道での車間距離は、夏よりも3倍は取るように心掛け、追突事故を防ぎましょう。
- ・ スピードを落とし路面状況をよく確認！  
日陰、トンネルの出入り口、橋の上は、特に滑りやすくなっています。スピードを落とし、路面状況をよく確認し慎重な運転をしましょう。

### 家庭・職場・地域から飲酒運転の追放を!!

年末・年始はお酒を飲む機会が多くなります。飲酒運転は、重い処罰、失職などの多大な責任が課せられ人生をも台無しにしてしまいます。声を掛け合って防止しましょう。